

鳥取県告示第 500 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字木谷口1697、1699、字柳ヶ左近1700から1703まで、1708、字柳ヶ左近ノ内才神1710から1713まで、1713の1、1714の2、字井津ノ谷1720、1721、字治郎代1727、1729、字石原左近1733から1737まで、字大曲ヶ口1740、1741、1762、字大曲ヶ1744、1745、1747、1749、1759の2、字大曲ヶ内下花尾1750、1750の1、字菜畑1752、1752の1、1757の1、1757の3から1757の12まで、字奥間藤1753の1、1755、1756、1756の1、字大曲ヶ谷1760の7、字藤谷1767から1769まで、1771、1774、1775、1776の2、字神子谷1781、1781の1、1782の1、字落谷1793、1794、字奥落谷1797の2、1798の2、1799から1801まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）